

令和7年12月19日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

厚生委員長 谷口敏也

厚生委員会管外視察結果報告書

本委員会は、令和7年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

令和7年10月27日（月）から28日（火）まで

2 視察先

四国中央市（愛媛県）、福岡市（福岡県）

3 視察項目

- (1) 子ども若者発達支援センター（愛称：P a l e t t e（パレット））
(四国中央市)

本市では、子ども発達支援センター、総合保健センター及び子ども家庭支援センターが連携し、「子育て世代包括支援センター機能」を充実させ、妊娠期から切れ目なく全ての子どもの育ちを支援している。

また、「“子どもの森”基本プラン」を策定し、「三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業」として、三鷹駅前が、子どもから始まり、世代を超えて全ての市民が憩える、緑豊かでにぎわいのある空間となるようなまちづくりを目指している。

そこで、本市議会としても、今後の子育て施策推進と子どもを中心とした環境整備の在り方の参考とするため、先進事例の視察を行った。

- (2) ユマニチュード推進事業（福岡市）

本市では、「認知症高齢者の支援と権利擁護の推進」について、第5次三鷹市基本計画において主要事業の一つに位置づけ、地域包括支援センターや医療機関、地域等と連携し、認知症の人本人への支援をはじめ、認知症の人を介護する家族への支援や認知症サポーターの養成など、「認知症とともに生きるまち三鷹」の推進に取り組んでいる。

また、「人権を尊重するまち三鷹条例」及び「共生社会の実現を推進するため

の認知症基本法」を踏まえ、認知症の人が尊厳と希望を持って地域で暮らし続けられるよう、認知症に関する条例の制定及び計画の策定に向けた取組を進めている。

そこで、本市議会としても、「認知症とともに生きるまち三鷹」の推進の参考とするため、先進事例の視察を行った。

4 出張者

(1) 厚生委員

谷口 敏也、紫野あすか、佐々木かずよ、蛯澤 征剛、伊藤 俊明

※太田みつこ委員はオンライン視察

(2) 同行職員

子ども政策部長 近藤さやか

(3) 随行職員

議会事務局調査係書記 西山梢太郎

1 施設整備の経緯

四国中央市の今日につながる障がい児福祉は、旧川之江市において昭和43年8月に母子通園療育ホームを金生公民館の敷地内に開設したことに始まる。母子通園療育ホームでは、肢体が不自由な子どもとその保護者が通園し、医師や訓練指導員の指導を受けそれぞれの障がいに応じた機能回復訓練を行った。昭和51年5月には情緒障害児母子通園ホーム（後のかわのえ通園ホーム）を開設し、精神や身体の発達に遅れを持つ就学前の幼児に対し、基本生活や集団生活への適応訓練を行った。情緒障害児母子通園ホームについては、昭和52年3月に名称を心身障害児母子通園ホームに改めるとともに、肢体不自由学級を増設している。昭和56年12月には新装した川之江文化センターの1階に、母子通園療育ホーム、心身障害児母子通園ホームとともに場所を移している。

旧伊予三島市では、就学前の在宅心身障がい児について、障がいの程度を少しでも和らげ、社会生活、集団生活ができるようにとの配慮から、昭和51年に在宅訪問指導を開始した。その翌年には、週2回、児童館において母子通園による親子ホーム（後のみしま親子ホーム）を開始し、昭和57年4月には、幼・保・在宅と一元化された心身障がい児対策の確立のため、「心身障害児通園事業」の指定を受け、場所を勤労青少年ホームに移し通園指導を行った。

平成16年4月の市町村合併により四国中央市が誕生し、障がい児施策は、平成19年4月に発達支援準備室を設置したことにより転機を迎える。同年7月には準備室を発達支援室に移行するとともに、四国中央市発達支援事業実施要綱の施行により、発達支援相談連絡会が発足し、個別支援計画の作成を開始した。翌年には名称を発達支援センターと改め、一貫した療育体制を整備するため、みしま親子ホームとかわのえ通園ホームを所管するとともに、幼児ことばの教室（5教室）をホームに統合して「個別療育教室」を開設し、作業療法士と指導員による療育を開始した。平成22年には臨床心理士、言語聴覚士が加わり、さらなる専門的な支援を行ってきた。

その後、平成24年4月に再び発達支援センターから名称を変更した発達支援室では、同時期に改正された児童福祉法により創設された「放課後等デイサービス」を、同年7月に親子、通園の両ホームで開始し、就学児の放課後や長期休暇時における居場所の提供を行ってきた。翌年4月には四国中央こども発達支援事業施設として新規指定事業者指定を受けるとともに、どい子どもホームを開設し土居地域における放課後等デイサービスを開始した。また、子どもが通う保育園や小学校などで集団生活への適応を支援する「保育所等訪問支援」を開始するな

ど、制度に対応した障がい児福祉サービスの提供に努めてきた。

利用者数が増加する一方で、全国的な保育士不足による療育担当職員の確保問題や、利用する諸室の不足問題から平成21年度に立ち上った療育施設の統合計画は、政府が推進する子ども・若者育成支援や、市の公共施設の再編計画などを受け、平成29年4月に四国中央市子ども若者発達支援センターを開設。同年6月には、子ども・若者育成支援推進法に基づく四国中央市子ども若者支援ネットワーク会議が発足し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など、地域の様々な機関によるネットワークの構築や個別支援計画の改訂などを行っている。

2 施設の概要

愛媛県の東端で他の四国三県に接する四国中央市の海沿いに位置し、地上3階建てで半月型の特徴的な外観をしている。施設内は中央が吹き抜けになっており、自然光を取り入れる造りとなっている。床や壁面、部屋表示など随所に木材が使用され、温かみのある空間となっている。

施設の愛称は「P a l e t t e (パレット)」といい、「子どもたちのさまざまな個性や特性が集まり、成長や発達を支援し、社会へ送り出すための準備の場」である本施設を、「いろいろな色を置き、混ぜ合わせて新しい色を創り出し、キャンバスにもっていくためのパレット」に例えたものである。

子ども若者発達支援センター、児童発達支援センター、東部子どもホーム、発達支援課管理係の4つの部署で構成されている。

開所時間は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後6時5分まで。

(1) 子ども若者発達支援センター

子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者総合相談センターで、障がいの有無にかかわらず、何らかの困りごとのある本人や保護者の相談に関係機関の協力のもと対応している。対象年齢は39歳まで。

ア 主な業務

(ア) 相談

来所相談、電話相談、訪問相談、心理カウンセリング

(イ) 検査

発達検査、知能検査などの各種検査

(ウ) 個別支援計画

計画作成の受付、様式の配布、支援会議派遣依頼の受付、依頼など、個別支援計画の作成支援等

(エ) 基幹相談支援事業

障害児通所支援事業利用希望者の指定障害児相談支援事業所へのつなぎ

(オ) 四国中央市子ども若者支援ネットワーク会議

子ども若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」の運営

(2) 児童発達支援センター

子どもの発達過程や障がい種別、障がい特性を理解し、他者との信頼関係の形成、基本的な日常生活動作や自立生活を支援している。また、他児と共に過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションを取ることの楽しさを感じることができるような支援を目指している。

ア 主な業務

(ア) 児童発達支援

障がいや発達に特性のある就学前の子どもの基本的な生活習慣の自立を促し、集団生活への適応力を育てている。親子で療育に参加する「小集団療育」と、保護者の送迎により子どもだけで療育を受ける「個別療育」を行っている。

(イ) 保育所等訪問支援

子どもが普段過ごしている保育園、幼稚園や学校などに、訪問支援員（保育士、個別療育指導員、言語聴覚士、作業療法士など）が訪問し、子どもが集団生活の場で過ごしやすくなるよう支援している。

(ウ) 障害児相談支援（休止中）

障害児通所支援等（児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス）を利用するための計画を作成。（障害児支援利用援助）

通所支援等の利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行い、サービスの内容が適切かどうか評価する。（継続障害児支援利用援助）

(3) 東部子どもホーム

児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所。

ア 主な業務

(ア) 放課後等デイサービス

障がいや発達に特性のある学齢期の子どもを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中の居場所を提供し、生活能力の向上や、集団生活への適応力を育てている。

学校からパレットへの送迎（夏休みなどの長期休暇時は保護者の送迎）により、複数人で療育を受ける「小集団療育」と、保護者の送迎または本人のみの通所により、子どもだけで療育を受ける「個別療育」を行っている。

(4) 発達支援課管理係

子ども若者発達支援センターの運営のほか、本市の子ども若者福祉施策の推進を図る。

ア 主な業務

- (ア) 四国中央市子ども若者未来応援計画パレット・プラン
四国中央市子ども若者発達支援センター運営審議会に諮りながら、パレット・プランに基づく施策の具体化及び実施をしている。
- (イ) 広報、啓発
フェイスブック等を使った情報発信や啓発活動を行っている。
- (ウ) 視察、見学
パレットへの視察や施設見学の受付とその対応を行っている。

3 特徴的な事業

(1) ことばの検査

「年齢相応の発音が獲得されているか」、「独特の発音の癖がないか」、「聴力の問題はないか」、「唇や舌の形、動きは十分か」などについて確認するため、毎年4月に市内全ての保育園、幼稚園の年長児を対象に、「ことばの検査」を実施している。

検査結果は園を通じて保護者に通知され、発音の練習が必要と思われ、かつ家族の希望がある場合は、児童発達支援センターの個別療育を利用することができる。

(2) 児童発達支援

障がいや発達に特性のある就学前の子どもの基本的な生活習慣の自立を促したり、集団生活への適応力を育てたりする。親子で療育に参加する「小集団療育」と、保護者の送迎により子どもだけで療育を受ける「個別療育」を行っている。

集団生活を過ごしやすくするために、子どもの状態や発達年齢に合わせてクラスを編成し、少人数の集団の中で、一人一人の特性や育ちに配慮しながら、保護者と一緒に遊びの中で体を動かすことや、人との関わりの楽しさを伝えている。また、お互いの様子がよく見える小集団の中で、友達のしていることに興味を持ったり、真似してみたりしながら、他者に関わることが楽しいと感じられるよう援助している。

4 事業費

約10億円

5 今後の課題

第2期パレット・プランの基幹施策である「パレットの充実」を図るため、情報発信や支援体制の強化が課題となっている。

様々な広報活動により、パレットの存在を知る人が増えてきているが、閲覧者が

限定的になりがちで、まだまだパレットのことを知らない人が多い状況であるため、現在の発信方法では届かない人の目にも留まるような工夫が求められる。

また、パレットにおける相談、検査、療育の質と量を確保するため、人材バンクを活用した専門的な知識と経験を有する職員の確保や新しい生活様式に合わせた相談手段や環境の整備、教育委員会との情報共有や連携強化を図る。

幼児から就労を含む社会生活期までの一貫した支援と、子ども若者の様々な相談に応えるため、今後も様々な問題に対し関係機関と連携しながら支援を行う。

◎ 主な質疑

- ・ことばの検査導入の経緯と事業実施に伴う効果等について
- ・ペアレント・メンター養成等事業に係る基本的な考え方について
- ・未就学児に対する発達障がいの早期発見に向けた取組について
- ・子ども・若者総合相談センターの利用状況等とその概要について

◎ 主な提供資料

- ・四国中央市子ども若者発達支援センターについて（施設概要）
- ・四国中央市子ども若者発達支援センター施設案内図
- ・四国中央市子ども若者発達支援センターパンフレット
- ・四国中央市個別支援計画ガイドブック2025年度版

ユマニチュード推進事業

1 ユマニチュード推進事業の目的及び経緯

福岡市は平成29年以降、誰も経験したことがない、少子化と高齢化が同時にそして急激に進む未知の課題に対し、行政だけでなく大学や企業など多様なプレーヤーと共に100のアクションを実践する「福岡100」に取り組んでいる。令和4年には節目である100のアクションを達成し、次のステージへと歩みを進めている。この「福岡100」の主な取組のひとつとして、認知症の人やその家族がいきいきと暮らせる認知症にやさしいまち、「認知症フレンドリーシティ」を目指す認知症フレンドリーシティ・プロジェクトがある。その認知症フレンドリーシティ・プロジェクトをつくるひとつのアクションとして、やさしさを伝える認知症ケア技法であるユマニチュードを推進している。

事業を開始するに当たり、平成28年から平成29年の間、市内の介護施設や病院協力の下、ユマニチュード講座の効果を検証した。ユマニチュードに基づいたケアをすることで、認知症の人と介護者がコミュニケーションを取れるようになり、認知症の人の行動心理症状（妄想、抑鬱、幻覚、幻聴など）や介護者の負担感（暴言、ケアの拒否など）が相互に減少していることが確認できた。これらの効果から、平成30年度からユマニチュードの本格的な導入を開始した。

2 ユマニチュード推進事業の概要

ユマニチュードとは、フランスで生まれた「人間らしさを取り戻す」という意味を持つケア、コミュニケーションの技法のことであり、「見る、話す、触れる、立つ」という4本の柱から成る。センスや感覚でなく、技術とその背後にある哲学や人との向き合い方が体系化、構造化されているため、多様な状況へ対応が可能な技法となっている。

福岡市では、認知症の人を介護する家族介護者や専門職の方々向けの講座を行うとともに、多くの市民の方々が認知症について正しく理解し、接することができるよう地域の方々や児童・生徒を対象とした講座を行っている。

受講申込等の窓口は認知症フレンドリーセンター（令和5年9月1日に「認知症フレンドリーシティ・プロジェクト」の拠点施設として開設）や各区保健福祉センターが受け付けている。

講座の開催場所にもなっている認知症フレンドリーセンターは、同部の認知症支援課が推進している「認知症の人にもやさしいデザイン」を採用した空間設計がなされている。コントラストを設け、サインの見やすさや配置などに工夫を加えることで不安や戸惑いを軽減し、誰にとっても居心地の良い空間になるよう配慮されて

いる。公共施設での受賞は国内で初となる英国スターリング大学認知症サービス開発センター（D S D C）より、認知症デザイン認証で最高峰の評価である「ゴールド認証」を受けている。

(1) フェーズに応じた講座展開

ア ユマニチュードを実践する人への講座

介護施設職員や看護師などの専門職、救急隊員、家族介護者向けの講座などがある。法人向け研修では、職員個人ではなく施設全体が1つのチームになってユマニチュードを推進していくことが目的であり、施設の課題に合わせて、能動的に思考工夫をし、ユマニチュードを推進していく。個人向け研修では主にオンラインで段階的な基礎研修を行っている。

イ ユマニチュードを学びたい人への講座

市民、家族の立場からユマニチュードの基礎的な知識と実践を学ぶオンラインによる講座。準備講座を受講後、習熟度チェックを経て養成講座と段階的に学びと実践力を深めていく。

ウ ユマニチュードを知りたい人への講座

日本ユマニチュード学会認定インストラクターから認定を受けた、福岡市ユマニチュード地域リーダーが一般向け（地域、企業）や児童・生徒向け講座などを行う。

令和6年度から地域向けの講座を全公民館（150館）で実施し、小学4年生を対象にした講座を全小学校（146校）で実施している。今年度からは中学1年生を対象にした講座を全中学校（71校）で実施した。その他に企業向けや市職員向け講座も実施している。

(2) エビデンスの確認（フランスでの事例）

ユマニチュード導入施設では、薬の量と種類やせん妄、拘束などが減少している。

ア 2種類以上の向精神薬を服用している入居者の割合

認知症行動心理症状に対して処方されることが多い向精神薬を2種類以上服用している入居者の割合は全国平均の1.5%と非常に少ない。認知症行動心理症状の減少で入居者のQOL（生活の質）が向上し職員の離職率が低下した。

イ 10種類以上の処方薬を服用している入居者の割合

多剤服用（ポリファーマシー）は副作用や服薬間違いなどの有害事象を起こしやすいため、高齢者医療では大きな課題となっている。ポリファーマシーになっている入居者の割合は全国平均の1.2%であり、医療費削減につながった。

(3) 国境なきユマニチュード憲章

ユマニチュードに取り組んでいる8団体が、国境を越えてユマニチュードの普

及に協力し合うことを表明したもので、令和5年11月に各団体の代表が署名した。福岡市は唯一の自治体として調印し、国境を越え、ユマニチュードの普及を推進していく。

(4) 国境なきユマニチュード推進本部

「国境なきユマニチュード憲章」に署名したことをきっかけに、その拠点となる「国境なきユマニチュード推進本部」を、認知症フレンドリーセンターに創設した。

国内外からユマニチュードの知見やノウハウを収集し、市民に提供するとともに、福岡市からアジアなどへの情報発信に取り組んでいる。

3 組織

ユマニチュード推進課は市長部局の福祉局、ユマニチュード推進部に設置されている。令和5年度までは認知症支援課（当時は保健福祉局の高齢社会部に設置）がユマニチュード推進の事業を行っていたが、令和6年度の組織改正でユマニチュード推進部が新設され、ユマニチュードのさらなる普及推進を担う部署としてユマニチュード推進課が設置された。

4 事業費・経費

令和6年度決算額：約7千万円（ユマニチュード推進課）

日本ユマニチュード学会への委託費は約1千万円。

5 今後の課題

福岡市が独自に養成している地域リーダーは、令和7年10月時点で52人を市が認定している。ユマニチュードを地域や企業、児童生徒などへさらに普及推進していくためには、一般向け講座を開くことができる地域リーダーを養成し、地域に根差してユマニチュードを広げる必要がある。

今後、一般向け講座をより広く展開するに当たり、地域リーダーの担い手の確保のためには、現在行っている一般向け講座の継続や当該事業の普及啓発が重要だ。日常的に介護の現場に近い専門職や家族介護者への理解を深めるためにも、特に児童・生徒や企業、市職員への情報発信が求められる。

◎ 主な質疑

- ・HPやSNSを活用したユマニチュード推進事業の発信方法について
- ・ユマニチュード推進事業を導入するに至った経緯等について
- ・認知症フレンドリーセンターの運営状況と活用に向けた取組について
- ・日本ユマニチュード学会への委託内容について

◎ 主な提供資料

- ・ユマニチュードを核とした福岡市の認知症施策について
- ・ユマニチュード紹介パンフレット
- ・福岡市の概要

[最後に]

以上、調査事項について資料等による説明、施設の視察、各委員の質疑等によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、前述のとおり本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を収集し、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。